○総務省告示第四百八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十日

総務大臣　片山　善博

表中

電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下
電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,759.9MHz以下 1,764.9MHzを超え1,784.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下

を

電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下
電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下

に改める。

○厚生労働省告示第三百八十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、茶及びその他のスパイスに残留するイミベンコナゾールの量の限度、もも、うめ、おうとう、いちご、ぶどう、バナナ、その他のオイルシード、その他のスパイス及び干しぶどうに残留するフルシラゾールの量の限度並びに小豆類、らつかせい、さといも類、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類の葉、かぶ類の葉、クレソン、キャベツ、ケール、こまつな、きような、チンゲンサイ、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、きゆうり、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、たけのこ、しようが、その他の果実、その他のオイルシード、その他のスパイス、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するメトラクロールの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十二年十一月十日

厚生労働大臣　細川　律夫

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のイミベンコナゾールの項を次のように改める。

イミベンコナゾール	大豆　0.3ppm らつかせい　0.1ppm すいか　0.3ppm メロン類果実　0.5ppm みかん　0.2ppm なつみかんの果実全体　1 ppm レモン　1 ppm オレンジ　1 ppm グレープフルーツ　1 ppm ライム　1 ppm その他のかんきつ類果実　1 ppm りんご　1 ppm 日本なし　0.3ppm 西洋なし　0.3ppm もも　0.5ppm あんず　2 ppm うめ　2 ppm ぶどう　5 ppm 茶　15ppm その他のスパイス　3 ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のフルシラゾールの項を次のように改める。

フルシラゾール	小麦　0.2ppm 大麦　0.2ppm ライ麦　0.2ppm とうもろこし　0.01ppm そば　0.2ppm その他の穀類　0.2ppm